

乳幼児等医療費給付事業の市町村実施状況

平成26年4月1日現在

対象年齢		所得制限	市町村数				該当市町村					
入院	外来		市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり	
小3まで	小学校就学前	所得制限なし					(県制度と同じ)					
小6まで	小6まで	所得制限なし	1			1	長野市					
中学校卒業まで	小6まで	所得制限なし		1		1	坂城町					
	中学校卒業まで	所得制限なし	18	9	7	34	上田市	飯田市	伊那市	松本市	岡谷市	
							駒ヶ根市	大田市	飯山市	須坂市	諏訪市	
塩尻市							千曲市	佐久市	小諸市	茅野市		
東御市							安曇野市	佐久穂町	(食費1/4)	下諏訪町		
軽井沢町							富士見町	御代田町	中野市	泰阜村		
高森町							阿南町	王滝村	信濃町			
麻績村							山形村	朝日村				
木島平村							野沢温泉村	飯綱町				
小計			18	10	7	35						
18歳到達後の3/31まで	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし	13	23	35	41	小海町	川上村	南相木村	山ノ内町 (小学校就学～ 食費助成なし)	南牧村	
							北相木村	立科町	青木村	小布施町 (小学校就学～ 食費助成なし)		
							長和町	原村※	辰野町	高山村	栄村	
							箕輪町	飯島町	南箕輪村			
							中川村	宮田村	松川町			
							阿智村	平谷村	根羽村			
							下條村	売木村	天龍村			
							喬木村	豊丘村	大鹿村			
							木曽町	上松町	南木曽町			
							木祖村	大桑村	筑北村			
							池田町	生坂村	松川村			
							白馬村	小谷村	小川村			
合計							19	23	35	77	62	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし

〔その他の市町村の受給者負担金〕

・300円/レフト：小海町、南牧村、南相木村、軽井沢町、長和町、富士見町、中川村、松川町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木曽町、南木曽町、木祖村、小布施町、栄村

・500円/レフト：上記以外

障害者医療費給付事業の市町村実施状況（身体障害者手帳）

平成26年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村		
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
1～3級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	3	14	20	37	伊那市 飯山市 佐久市 小海町 佐久穂町 南牧村 立科町 長和町 青木村 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 大桑村 朝日村 筑北村 小谷村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)		栄村
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	1	2	6	上田市 飯田市 東御市 宮田村 松川村		小布施町
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			2	2	川上村 豊丘村		
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			1	1	南相木村		
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5	12	安曇野市 北相木村 富士見町 原村※ 箕輪町 生坂村 山形村	小諸市 (食費1/4) 高山村	諏訪市 茅野市 下諏訪町
小計			10	18	30	58			
1～4級	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)			1	1		信濃町	
	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	1	3	軽井沢町 御代田町 白馬村(4級は入院のみ)		
	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	喬木村(4級は要常時介護のみ)		
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	須坂市 (4級の受給者負担金は高齢者医療確保法(低所得Ⅱ) 準拠、食事助成なし)		
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市 塩尻市 坂城町(4級は受給者負担金2割で70歳到達時に資格を失う)		
	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1			1		松本市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		中野市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1			1	千曲市		
	所得制限なし	所得制限なし	1	1		2	大町市 麻績村(4級は要常時介護のみ)		
小計			7	4	3	14			
1～5級	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	長野市(4級の一部と5級は70歳到達時に資格を失う)		
小計			1			1			
1～6級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村(4～6級の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)		
	所得制限なし	所得制限なし	1	1	1	3	池田町(4～6級は要常時介護のみ)	岡谷市 (4～6級は要常時介護のみ) 泰阜村 (4～6級は20歳以上要常時介護のみ)	
	小計			1	1	2	4		
合計			19	23	35	77	64	6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レボト当たり500円又は300円）

障害者医療費給付事業の市町村実施状況（療育手帳）

平成26年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村				
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	5	13	16	34	飯田市	伊那市	飯山市	須坂市	泰阜村
							佐久市	佐久穂町	軽井沢町	信濃町	小布施町
							御代田町	立科町	青木村		栄村
							飯島町	中川村	宮田村		
						松川町	高森町	阿南町			
						阿智村	平谷村	根羽村			
						下條村	売木村	天龍村			
						喬木村	大鹿村	南木曾町			
						大桑村	筑北村	小谷村			
						山ノ内町	飯綱町				
							(県制度と同じ)				
	A1 所得制限なし	A1 所得制限なし	1			1				松本市	
	A2・B1特別障害者手当準拠	A2・B1特別障害者手当準拠									
	所得制限なし	所得制限なし	5	3	3	11	千曲市	小海町	北相木村	小諸市	岡谷市
							富士見町	原村 [※]	豊丘村	(食費1/4)	諏訪市
										茅野市	
										下諏訪町	
	小 計		11	16	19	46					
A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	5	9	17	上田市	塩尻市	東御市		
							長和町	辰野町	南箕輪村		
							木曾町	上松町	木祖村		
							王滝村	(B2の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)			
							朝日村	松川村	白馬村		
							坂城町	木島平村	野沢温泉村		
							小川村				
	A1～B1 特別障害者手当準拠	A1～B1 特別障害者手当準拠	1			1	駒ヶ根市				
	B2 所得税非課税者	B2 特別障害者手当準拠									
	A1 所得制限なし	A1 所得制限なし				1				高山村	
	A2・B1 特別障害者手当準拠	A2・B1 特別障害者手当準拠									
	B2 所得税非課税者	B2 所得税非課税(同一世帯者)									
	A1・A2 所得制限なし	A1・A2 所得制限なし				1	川上村				
	B1・B2 特別障害者手当準拠	B1・B2 特別障害者手当準拠									
	A1～B1 所得制限なし	A1～B1 所得制限なし	1			1	長野市				
	B2 所得税非課税者	B2 所得税非課税(同一世帯者)					(B1、B2は70歳到達時に資格を失う)				
	A1～B1 所得制限なし	A1～B1 所得制限なし	1			1	中野市				
	B2 特別障害者手当準拠	B2 特別障害者手当準拠									
	所得制限なし	所得制限なし	2	2	5	9	大町市	安曇野市	南牧村		
							南相木村	箕輪町	麻績村		
							生坂村	山形村	池田町		
	小 計		8	7	16	31					
	合 計		19	23	35	77	64			6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

障害者医療費給付事業の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

平成26年4月1日現在

*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数		該 当 市 町 村			食費1/2助成	食費助成あり			
		本人	扶養義務者等	市	町	村	食費助成なし						
1級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税 (同一世帯者)		1	1	秦阜村						
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠		2	2	平谷村 下條村						
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし		1	1	北相木村						
小 計					4	4							
1～2級	1級 通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		8	11	19	青木村 辰野町 飯島町 中川村 宮田村 松川町 高森町※ 阿南町 阿智村 根羽村 喬木村 豊丘村 大鹿村 南木曾町 小谷村 小布施町 信濃町 小川村 栄村 (県制度と同じ)					
				特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	飯田市				
		所得制限なし	所得制限なし	1		1	安曇野市						
		通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	1	3	5	千曲市 売木村 高山村 山ノ内町 野沢温泉村				
	特別障害者手当準拠				特別障害者手当準拠	1		1	長野市				
	所得制限なし		所得制限なし	3	2	5	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 富士見町						
	1・2級入院 1級通院のみ 2級自立支援医療 精神通院のみ	1・2級入院 市町村民税非課税者 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 所得税非課税者	入院 市町村民税非課税者 (同一世帯者) 通院 特別障害者手当準拠	1			1	佐久市					
				1・2級入院通院 所得税非課税者 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 所得税非課税者	1・2級入院通院 所得税非課税世帯 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 特別障害者手当準拠	1		1	上田市				
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1		1	伊那市						
				特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	2	4	松川村 南箕輪村			小諸市 (食費1/4) 須坂市	
		所得制限なし	所得制限なし	1	2	1	4	大町市 原村※ 箕輪町 池田町					
	小 計				14	13	17	44					
	1～3級	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 市町村民税・所得税非課税者 3級 市町村民税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)	1		1	中野市					
					1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	1	2	駒ヶ根市 飯綱町			
			特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	天龍村				
1級は通院のみ 2級～は自立支援 医療精神通院のみ		1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税 3級 市町村民税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)	1		1	飯山市						
				精神科入院のみ 通院は1級のみ	入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠	入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠			1	1	朝日村		
1・2級は入院 3級は通院のみ		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)			1	1	筑北村					
				1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者 (同一世帯者)			1	1	大桑村			
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2		2	上松町 軽井沢町						
		1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1		1	木曾町						
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	4	4	9	塩尻市 佐久穂町 御代田町 立科町 長和町 南相木村 木祖村 白馬村 木島平村					
		特別障害者手当準拠 (2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者)	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村 (1級通院、2級自立支援医療の精神通院以外の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)					
		1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠			1	1	川上村					
所得制限なし	所得制限なし		2	4	6	小海町 南牧村 麻績村 生坂村 山形村 坂城町 (精神科入院は対象外)							
小 計				5	10	14	29						
合 計				19	23	35	77	75			2		

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村、高森町は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

障害者医療費給付事業の市町村実施状況（65歳以上国民年金法施行令別表該当）

平成26年4月1日現在

所得制限		市町村数				該当市町村				
本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	10	19	26	55	上田市	飯田市	伊那市	松本市	小布施町
						駒ヶ根市	飯山市	塩尻市	須坂市	栄村
						佐久市	東御市	小海町	信濃町	
						佐久穂町	川上村	南牧村		
						軽井沢町	御代田町	立科町		
						長和町	青木村	辰野町		
						飯島町	南箕輪村	中川村		
						宮田村	松川町	高森町		
						阿南町	阿智村	平谷村		
						根羽村	下條村	売木村		
						天龍村	喬木村	大鹿村		
						上松町	南木曾町	木曾町		
						木祖村	王滝村	大桑村		
						朝日村	筑北村	松川村		
						白馬村	小谷村	坂城町		
						山ノ内町	木島平村	野沢温泉村		
						飯綱町	小川村			
						（県制度と同じ）				
所得制限なし	所得制限なし	9	4	9	22	長野市	大町市	千曲市	小諸市 （食費1/4）	岡谷市
						安曇野市	南相木村	北相木村		諏訪市
						富士見町	原村※	箕輪町	中野市	茅野市
						豊丘村	麻績村	生坂村	高山村	下諏訪町
						山形村	池田町			泰阜村
合 計		19	23	35	77	64			6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

母子家庭医療費給付事業の市町村実施状況

平成26年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村			
	母	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり	
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	19	29	60	上田市 飯田市 伊那市 駒ヶ根市 大町市 飯山市 塩尻市 佐久市 東御市 小海町 川上村 南牧村 北相木村 御代田町 立科町 長和町 青木村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)	松本市 須坂市 小諸市 (食費1/4) 高山村 信濃町	小布施町 栄村	
	児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	母：児童扶養手当準拠				1	1	生坂村		
	児童扶養手当（一部支給）準拠（非該当の場合、児童手当（特例給付）準拠）	児童扶養手当準拠（非該当の場合、児童手当（特例給付）準拠）	児童扶養手当準拠（非該当の場合、児童手当（特例給付）準拠）				1	1	佐久穂町		
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	5	14	長野市 千曲市 安曇野市 南相木村 富士見町 原村※ 麻績村 山形村	中野市	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村	
小 計				19	22	35	76				
20歳未満 の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠				1	1	軽井沢町		
	小 計							1	1		
合 計				19	23	35	77	64	6	7	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レボト当たり500円又は300円）

母子家庭医療費給付事業の市町村実施状況（父母のない児童）

平成26年4月1日現在

対象児童	所得制限		市町村数				該 当 市 町 村				
	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満高等学校等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	19	29	60	上田市	飯田市	伊那市	松本市	小布施町
							駒ヶ根市	大町市	飯山市	須坂市	栄村
							塩尻市	佐久市	東御市	小諸市 (食費1/4)	
							小海町	川上村	南牧村	高山村	
							北相木村	御代田町	立科町	信濃町	
							長和町	青木村	辰野町		
							箕輪町	飯島町	南箕輪村		
							中川村	宮田村	松川町		
							高森町	阿南町	阿智村		
							平谷村	根羽村	下條村		
							売木村	天龍村	喬木村		
							豊丘村	大鹿村	上松町		
							南木曾町	木曾町	木祖村		
							王滝村	大桑村	朝日村		
							筑北村	池田町	松川村		
							白馬村	小谷村	坂城町		
							山ノ内町	木島平村	野沢温泉村		
							飯綱町	小川村			
							(県制度と同じ)				
	児童扶養手当準拠 (非該当の場合、児童手当準拠)	児童扶養手当準拠 (非該当の場合、児童手当準拠)		1		1	佐久穂町				
	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
							南相木村	富士見町	原村 [※]		諏訪市
							麻績村	生坂村	山形村		茅野市
											下諏訪町
											泰阜村
			19	22	35	76					
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町				
				1		1					
合 計			19	23	35	77	64			6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

父子家庭医療費給付事業の市町村実施状況

平成26年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村		
	父	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	14	19	29	62	上田市 飯田市 伊那市	松本市	小布施町
								駒ヶ根市 大町市 飯山市	須坂市	栄村
								塩尻市 佐久市 千曲市	小諸市	
								東御市 小海町 川上村	(食費1/4)	
								南牧村 北相木村 御代田町	中野市	
立科町 長和町 青木村	高山村									
辰野町 箕輪町 飯島町	信濃町									
南箕輪村 中川村 宮田村										
松川町 高森町 阿南町										
阿智村 平谷村 根羽村										
下條村 売木村 天龍村										
喬木村 豊丘村 大鹿村										
上松町 南木曾町 木曾町										
木祖村 王滝村 大桑村										
朝日村 筑北村 池田町										
松川村 白馬村 小谷村										
坂城町 山ノ内町 木島平村										
野沢温泉村 飯綱町 小川村										
								(県制度と同じ)		
	児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	父：児童扶養手当準拠 子：所得制限なし			1	1	生坂村		
	児童扶養手当（一部支給）準拠（非該当の場合、児童手当（特例給付）準拠）	児童扶養手当準拠（非該当の場合、児童手当（特例給付）準拠）	児童扶養手当準拠（非該当の場合、児童手当（特例給付）準拠）			1	1	佐久穂町		
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	5	2	5	12	長野市 安曇野市 南相木村 富士見町 原村※ 麻績村 山形村		岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村
	小 計			19	22	35	76			
20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町		
	小 計				1		1			
合 計				19	23	35	77	64	6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レボト当たり500円又は300円）